

## 健康保険被保険者証の写しの提出について

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）等について、プライバシー保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外でこれらの告知を求める 것을禁止する規定が新たに設けられました。

については、令和2年10月以降、健康保険被保険者証の写しを提出する際には、被保険者等記号・番号等にマスキングを施してください。

### 【例】

